

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり推進室	No.	1
事業名	都市計画推進事業		
総合計画の体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する
	基本政策	2	生活基盤
目的	土地利用の在り方や市街地開発など、都市計画に関する各種計画等の策定や調査等を行い、都市計画行政を推進する。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの策定・見直し ・都市計画審議会の運営 ・都市計画基礎調査の実施 ・都市計画基本図の作成、修正 ・生産緑地関係事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画関連協議会事務 ・国土利用計画法に基づく届出等事務 ・測量法に基づく公共基準点管理 ・工場立地法に基づく届出等事務 ・その他都市計画推進に関する事務 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画マスタープラン」に基づく都市計画の決定・変更や、都市計画事業の検討を進めるために都市計画に関する基礎調査を実施し、平成29年度の調査で人口規模、土地利用の状況、市街地の面積や産業分類別の就業人口の規模等の基礎的データの把握をしている。 ・都市計画法第13条では、都市計画は基礎調査の結果を基にして策定しなければならないとされており、愛知県都市計画基礎調査要綱に基づいて、各項目を5年サイクルで実施している。 ・「未来の土地利用プロジェクト」の検討結果を基に「都市計画マスタープラン」の位置づけを修正した。 		
平成30年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県都市計画基礎調査要綱に基づく都市計画基礎調査を実施し、本町における都市計画の基礎的データを整備する。平成30年度は、通勤通学移動、土地利用状況、地区別住宅の所有関係別世帯数、公共公益施設及び大規模小売店舗の立地状況について調査を行う。 ・都市計画マスタープランを基に、具体的な工場立地計画に対し、市街化編入、地区計画、都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを行う。 		

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容		
4～7	（新宮地区計画） 地区計画都市計画決定手続き	（市街化編入） 市街化編入手続き（県決定） 県からの意見照会 都市計画審議会	（都市計画基礎調査） 業務委託発注
9	縦覧（16条）		
10	縦覧（17条）	縦覧（17条）	
11	都市計画審議会		
12	県協議 建築制限条例の改正		完了
1	県同意 告示	告示（県）	県報告

□3年間の目標

目 標	・ ・					
項 目（単位）	H28 計画	H28 実績	H29 計画	H30 目標	H31 目標	H32 目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
H31 年度	・ ・
H32 年度	・ ・

■事業コスト

		単位	H28 年度決算額	H29 年度当初予算額	H30 年度計画額
事業費		千円	19,595	2,618	1,769
(内特定財源)		千円	31	31	52
人工	職員	人工	1.7	1.0	0.9
	臨時職員	人工	0.2	0.3	0.2
	計	人工	1.9	1.3	1.1

■平成 30 年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
土木関係証明手数料	14	
図面、用紙等売払収入	38	
合計	52	

■平成 30 年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
都市計画基礎調査委託料	1,458	△929	愛知県都市計画基礎調査要綱に基づく都市計画基礎調査(H28年度からH32年度)

■特記事項

--

■目標又は改善策に対する取組内容

都市計画行政の基礎的なデータ整備を目的として、愛知県都市計画基礎調査要綱に基づき都市計画基礎調査（県調査項目：通勤通学移動、地区別住宅の所有関係別世帯数、公共公益施設及び大規模小売店舗の立地状況、町調査項目：土地利用状況）を実施した。

また、新宮地区計画に係る都市計画決定手続きを行い、平成31年3月29日に地区計画の決定告示を行った。併せて、新宮地区計画の効力を担保するため、大口町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正を行った。そして、新宮地区計画の決定と同時に市街化編入の都市計画変更手続きを進め、平成31年3月29日に市街化編入に係る告示を行い、用途地域を工業地域と決定した。

10月には、企業誘致を進める中で、本町の交通利便性に優れた特性を活かして、より効果的な土地利用を実現するために大口町都市計画マスタープランの修正を行った。平成28年度及び平成30年度に修正した都市計画マスタープランを基に、具体的な工場立地計画に対して都市計画法第34条第12号の区域指定を4件実施した。

■評価

都市計画基礎調査により、通学通勤移動、土地利用状況、地区別住宅の所有関係別世帯数、公共公益施設及び大規模小売店舗の状況を把握することができた。当該結果は、今後の基礎調査に利用していくとともに、土地利用検討に係る基礎資料として活用する。

新宮地区においては、新宮地区計画区域と平成29年度に策定した菟島地区計画区域とを合わせて市街化区域（工業地域）に編入することで、良好な工業系市街地を形成する土地利用を実現した。

今後においても、企業誘致を進める中で、都市計画の視点から民間事業者が進める市街地開発に対して、罰則規定を設けた建築制限条例により効力を担保する地区計画や都市計画法第34条第12号の区域申出等の手法を用いることで、良好な都市環境を確保していく。

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり推進室	No.	2
事業名	国土調査事業		
総合計画の体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する
	基本政策	2	生活基盤
目的	<p>国土調査法に基づく地籍調査を行うことで、町民及び公共の財産の保全並びに土地に関する基礎資料を整え、土地の明確化を図る。</p> <p>※「地籍調査」は、一筆ごとの土地について、その所有者・地番・地目の調査、境界及び地積（面積）に関する測量を行い、「地籍図」と「地籍簿」を作成する調査。</p>		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査事業（A～H工程） ・認証、成果の送付事務 		
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に城屋敷一丁目の地籍調査事業が完了したことで、町内における地籍調査の未実施地区は中小口の一部及び河北の一部のみとなった。 地籍調査事業予定区域の一部で、交換分合による土地の整備（不整形・無接道の土地の整備）が完了したため、地籍調査事業のA（事業計画・事務手続き）・B工程（事業準備）を平成27年度に、C（地籍図根三角測量）・D（地籍図根多角測量）・E工程（一筆地調査）を平成28年度に、F（一筆地測量）・G（地籍測定）工程を平成29年度に実施した。 ・事業を実施する上での課題として、事業に対する理解が得られず、境界の立会い、確認に協力をしてもらえない土地所有者が一部存在する。 境界の立会いに協力が得られない場合は、隣接する筆を含めて筆界未定地として成果を仕上げることになり、分筆、合筆といった土地利用に不便を生じさせることになり、協力をいただいた隣接する土地所有者に影響が出ることになる。このため、反対者の所有する筆に隣接する土地所有者への対応として、今後の土地利用への影響を考慮し、筆界未定地として成果を仕上げるのではなく、地籍調査事業地区から除外して現在の公図のまま残すという手法を取ることで、分筆、合筆等の手続きに不自由を生じさせない対応をする。 この反対者に対して事業への理解を求める対応に時間を要し、結果として当初は平成29年度に予定していたH工程を平成30年度に行うこととした。 		
平成30年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度実施したF・G工程から引き続き、H工程（地籍図及び地籍簿の作成）を実施する。 		

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
5～	地籍調査事業（中小口の一部） ・地籍調査業務委託発注 ・地籍図、地籍簿作成 ・閲覧 ・認証請求 ・認証（国からの回答）
6	
H31.1	

□3年間の目標

目標	・ ・					
項目（単位）	H28 計画	H28 実績	H29 計画	H30 目標	H31 目標	H32 目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
H31 年度	・ ・
H32 年度	・ ・

■事業コスト

		単位	H28 年度決算額	H29 年度当初予算額	H30 年度計画額
事業費		千円	21,948	17,564	2,265
(内特定財源)		千円	13,860	10,905	1,686
人工	職員	人工	0.8	1.0	0.8
	臨時職員	人工	0.1	0.5	0.2
	計	人工	0.9	1.5	1.0

■平成 30 年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
地籍調査事業国庫補助金	1,124	
地籍調査事業県費補助金	562	
合計	1,686	

■平成 30 年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
国土調査事務等委託料	2,248	△15,252	地籍調査H工程

■特記事項

平成31年度 認証及び町名地番変更予定

■目標又は改善策に対する取組内容

平成29年度に実施したF工程（地籍細部測量）、G工程（地籍測量）に引き続き、H工程（地籍図及び地籍簿の作成）に取り組み、9月に国土調査法第17条第1項の規定による閲覧を実施した後、愛知県に対して認証請求を行った。

閲覧については、平成30年9月3日から9月27日までの間で20日間実施した。なお、9月8日（土）、9日（日）、22日（土）、23日（日）については、中小口地区コミュニティセンターで閲覧を実施した。

■評価

地籍調査事業の成果（地籍簿、面積計算書）は事務所に備え付けられ、窓口で閲覧することができるようになる。これらの資料は世界測地系の座標値を持った資料であり、地籍の明確化が図られたことによって、分合筆時の参考資料としての利用や災害時の境界復旧に効果的な資料としての活用が期待できる。

今後の課題として、過去に実施した地籍調査事業成果資料は、古い資料で昭和50年代のものであり、紙ベースでの管理、保管となっていることから、将来に亘って安定して使用できるように整理していく必要がある。

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり推進室	No.	3
事業名	住環境整備事業		
総合計画の体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する
	基本政策	2	生活基盤
目的	大規模な地震の発生による建築物の倒壊等の被害から住民の生命及び財産を保護するため、旧基準木造住宅の耐震改修の促進と減災化促進及び建築物の耐震化を行うことで、地震に対する安全性の向上を図り、災害に強い地域社会の形成を目的とする。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震改修及び減災化促進業務 ・建築物（多数の者が利用する建築物、通行を確保すべき道路沿道の建築物など）耐震促進業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・空家対策業務 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に建築または工事着工された住宅）の耐震化を促進するため、耐震診断未実施および耐震診断を実施後耐震改修未実施の住宅所有者に対し、意向調査アンケートを行い、ふれあいまつりの機会に説明会とPR活動を行った。結果、40名の来場者のうち29名の方に耐震診断の申し込みをしていただき、来場しなかった方のうち「診断を希望する」方41名には電話で意思確認し、「説明を聞いて検討する」方には戸別訪問のうえ耐震診断の案内をした。 ・防災ベッド、耐震シェルターを設置した旧耐震基準木造住宅については、耐震住宅としてはカウントされないが、生命を守る措置が講じられることから減災化された住宅として位置づける。 ・防災ベッド、耐震シェルターの設置など比較的安価にできる手法が、他の耐震改修と同様な国・県の補助対象とならないという課題がる。 ・今後増加が見込まれる空家について、平成27年に地域からの情報を元に丹羽広域事務組合と連携して空家台帳を作成した。 ・平成29年度は地域からの情報に加え、水道の利用状況の情報も元にして空家現地調査を行い、建物所有者にアンケート調査を行ったうえで空家台帳を更新した。また、3地区で地域懇談会を行い、地域の方の意見も参考にして大口町空家等対策計画の策定にとりかかった。 		

<p>平成 30 年度 の目標又は 改善策</p>	<ul style="list-style-type: none">・昨年度実施した啓発活動から木造住宅耐震診断を実施した家屋所有者に対し、耐震改修補助制度の説明を行い耐震改修が促進するよう啓発する。また、アンケート結果から耐震改修を希望しない理由を検証し、新たな支援策についても検討する。・県の耐震プロジェクト会議等で、平成 29 年本町が実施した状況等を説明し、他の手法と同様な国・県の補助金対象となる様な働きかけを行う。・空家対策については、大口町空家等対策計画にもとづき空家対策協議会の設置、空家の維持管理や活用、除却に対する支援なども例に空家対策の新たな制度を創設する。また、活用可能な空家については、若者世代、子育て世代の移住・定住施策であるシティプロモーション事業とも組み合わせてその活用を進めていく必要がある。
-----------------------------------	---

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	広報おおぐちにて木造住宅の耐震に関するチラシ配布 空家対策協議会の設置 空家バンクの開設 空家対策支援制度の創設
通年	イベントなどの機会を捉え耐震に関する助成制度の紹介・啓発 耐震に関する相談、工法等の案内、戸別訪問

□3年間の目標

目標							
	項目（単位）	H28 計画	H28 実績	H29 計画	H30 目標	H31 目標	H32 目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
H31 年度	・
H32 年度	・

■事業コスト

		単位	H28 年度決算額	H29 年度当初予算額	H30 年度計画額
事業費		千円	7,139	9,539	18,878
(内特定財源)		千円	5,316	6,441	9,303
人工	職員	人工	0.1	1.0	1.0
	臨時職員	人工	0.1	0.2	0.2
	計	人工	0.2	1.2	1.2

■平成 30 年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	1,852	国費(耐震診断)
住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	4,350	国費(耐震改修)
愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	926	県費(耐震診断)
愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	2,175	県費(耐震改修)
合計	9,303	

■平成 30 年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
木造住宅耐震診断委託料	3,704	2,315	耐震診断予定件数・・・80戸
木造住宅耐震改修費	14,700	6,600	耐震改修予定件数・・・5戸 段階的耐震改修予定件数・・・2戸 耐震シェルター等予定件数・・・30戸

■特記事項

--

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・平成 29 年度に実施した耐震改修意向アンケートより「説明を聞いて検討をしたい」という方に対し、電話や戸別訪問を実施し無料耐震診断の勧奨を行った。
- ・耐震シェルターや防災ベッドは国補助金の効果促進事業として対象となることを確認した。
- ・耐震性のない建物に対する除却費補助制度を創設した。
- ・平成 30 年 8 月に空家等対策計画を策定し、計画に基づき、空家等対策協議会の設置条例の整備や空家の除却及び活用に関する要綱を整備した。除却や活用の補助金に関しては、国や県の補助事業を受けられるような仕組みとし、空家の活用については、若者世代、子育て世代の移住・定住施策であるシティプロモーション事業とも組み合わせて行う仕組みとした。また、愛知県宅地建物取引業協会と協定を締結し、空き家バンクの開設準備を行った。

■ 評価

- ・耐震改修意向アンケートの結果「説明を聞いて検討したい」と答えた 70 人に対して行った勧奨の結果、41 人からの申し込みがあり、そのうち 39 人に対し無料耐震診断を実施した。無料耐震診断や耐震改修は、家の中に他人が入ることや耐震改修に費用がかかる点で、躊躇される方も見受けられた。また、耐震シェルターの実施件数が伸びない理由としては、耐震化するなら全体的な改修と迷われる声がきかれる他、シェルターの設置以外に建物の床の補強が必要になるケースもあり、当初予定の件数に至らなかった。
- ・無料耐震診断を受けた方、耐震改修に興味を示した方に対して、直接会って丁寧な説明を行うことで申し込みにつながるよう、無料耐震診断結果を生かして耐震改修や耐震シェルター等の設置につなげる取り組みが必要である。
- ・耐震シェルターや防災ベッドについては県費補助の制限があるため、引き続き県費補助の対象となるよう働きかけを行う。
- ・空家等対策については、空家等対策計画に基づき、空家等対策協議会の設置条例や空家の除却や活用に関する補助金要綱を整備した。今後は、これらの補助金要綱を有効に活用し、空家の適正管理と発生予防を促していく必要がある。また、移住・定住施策として整備した補助金制度と合わせて空家の活用を周知する必要がある。

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり推進室		No.	4
事業名	開発・建築事務事業			
総合計画の体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する。	
	基本政策	2	生活基盤	
目的	秩序ある町の発展を期するため、関係法令に定めるもののほか、住宅地等の開発について一定基準を定めた大口町宅地開発等に関する指導要綱などに基づき良好な生活環境の整備を図るための事務手続き等を行う。			
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発・建築に係る相談窓口であり下記申請等の受付事務処理を行う。 ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく指導 ・ 建築確認申請の受付 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・開発許可の受付 ・ 特定施設整備計画届出の受付 ・ 建設リサイクル法に基づく届出 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法、都市計画法、建設リサイクル法、愛知県人にやさしいまちづくり条例、大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく窓口業務を行っている。 ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱による宅地開発審査会では、事前の打合せ協議を各担当課と事業者が行っているが、事前の打合せ協議内容について共通の認識を持って対応しなければならないことから、その内容を整理する必要がある。 ・ 近年、開発行為に対する懸念として、雨水対策への関心が高まっている。大口町宅地開発等に関する指導要綱第16条において、雨水及び汚水処理に関して規定し対応をしているが、近年発生する大雨では、町内でも浸水被害が生じている現状がある。こうしたことから、現在の規定による対応だけでなく、雨水対策に関するより効果的な指導を検討する必要がある。 			
平成30年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱については、近隣関係者に悪影響を及ぼさないよう関係機関・部所と連携し、良好な環境を保つ事業計画となるよう指導に努める。 ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱による宅地開発審査会における、各担当課の事前の打合せ協議内容について、各担当課への指導内容の聞き取り調査、調整をし、的確な指導となるよう整理するとともに、各担当課間においても情報の共有を図る。 ・ 雨水対策に関するより効果的な方策を、要綱の改正を念頭に置きながら、担当課とも協議して検討する。 			

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関係手続きの窓口対応、相談 ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議 毎月末閉め、翌月中旬開発審査会開催 ・ 建築許可申請、開発許可申請、建設リサイクル法に基づく届出等申請書類の受付、県への進達事務
4～7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地開発審査会の事前打合せ協議内容に係る各担当課との打合せ
8～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各担当課との打合せ結果の取りまとめ

□3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 					
項目（単位）	H28 計画	H28 実績	H29 計画	H30 目標	H31 目標	H32 目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
H31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
H32 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・

■事業コスト

		単位	H28 年度決算額	H29 年度当初予算額	H30 年度計画額
事業費		千円	0	0	0
(内特定財源)		千円	0	0	0
人工	職員	人工	0.1	0.2	0.8
	臨時職員	人工	0.1	0.1	0.2
	計	人工	0.2	0.3	1.0

■平成 30 年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
合計	0	

■平成 30 年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■特記事項

--

■ 目標又は改善策に対する取組内容

平成30年度の各種申請、届出等の件数

- ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議 20件（前年度24件）
- ・ 建築許可申請 34件（前年度48件）
- ・ 開発許可申請 14件（前年度12件）
- ・ 建築リサイクル法に基づく届出 51件（前年度37件）

大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議については、審査会を開催し、防犯灯の設置、乗入口等の安全確保等に係る意見を取りまとめ、開発計画が周辺環境に影響を及ぼさないよう指導を行った。

また、指導要綱に係る事前の打合せ協議内容については、開発行為関係法令と各担当課が所管する事務について、その案件毎に各担当課と意見交換を行った。雨水対策については指導要綱でより効果的な対策を講ずることの可能性について担当課と協議を行った。

■ 評価

大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議については、法によらない行政指導という位置付けではあるものの、周辺環境への影響を考慮し事業者に対して指導を行った。今後においても引き続き積極的に取り組む。

指導要綱に係る事前の打合せ協議内容については、各担当課との意見交換を行ったものの、指導項目の整理までは至っていない。今後も的確な指導となるよう継続して各担当課と情報共有を図る。また、雨水対策については担当課との協議を行ったが、雨水対策施設の管理、補償等の課題から、指導要綱により対策を講じることは困難との結論に至った。

事業別経営計画書【A】

■基礎情報

所属名	まちづくり推進室		No.	5
事業名	シティプロモーション事業			
総合計画の体系	基本目標	6	持続可能な地域経営	
	基本政策	3	情報発信・共有	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的な人口バランスを確保するため、20歳代後半から30歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制をはかること及び産業の持続的発展のための、新たな企業立地や優秀な人材確保を目的とする。 			
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大口町プロモーション戦略及びアクションプランに基づき住民主体の持続的な情報発信に向けた仕組みを協働で構築する。 			
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に大口町プロモーション戦略・第1期アクションプランを策定するため、ふれあいまつりで大口町の魅力についての来場者インタビューの実施や、町民プロモーションワーキング会議を3回、庁内プロモーションチームでの会議を3回、プロモーション講座を3回実施するとともに、企業従事者アンケートを実施した。 ・平成29年度は、住民、NPO法人まちなっと大口、行政の3者の協働により、4月にキックオフイベントを開催し、月2回程度ワーキング会議を行う中で出された意見をもとに、アピタ大口店2階でオープン会議を開催し、大口町の魅力を発信するイベントを行った。また、就職フェア、勤労青少年ボーリング大会、ふれあいまつり、成人式などの機会をとらえ、大口町の魅力PR、アンケート調査をおこなった。 ・大口町プロモーション戦略、戦略6「受け入れる環境を整える」は、第3期、平成35年度以降の取り組みとしているが、移住希望者は現在もいると考えられるため、移住したい人へ伝えるべき情報を整理し、相談できる窓口開設等についての検討が必要。 			
平成30年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・1人でも多くの住民がプロモーション活動に取り組み、町内でのまちの魅力の情報量を増やし、シビックプライドを育むために、昨年度から参加していただいている住民の方を核に、オープン会議や宝探しツアー、町内企業めぐりなど、住民の方と話し合いながら協働でまちの魅力発見、まちの魅力発信の取り組みを進める。また、住民からの新たな発信者を掘り起こし、核となるメンバーを強化し、プロモーションのキャッチフレーズやロゴを作成する。 ・現在は大口町の魅力をまとめたものが無いため、大口町の魅力を簡単に伝えることができるものを作成する。 ・一人でも多くの職員がシティプロモーションの視点を考慮して事業を進めることができるような取り組みを検討する。 ・定住促進のための住宅または住宅地の提供について、町有地の有効活用や空家の活用、地域や不動産取扱業者との連携を検討し、これらの連携のうえに定住のための総合相談窓口の開設を検討する。 			

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4~	まちの魅力発信協働委託 ・ワーキング会議（月2回程度）で住民の方と話し合いながら、オープン会議、宝探しツアー、町内企業めぐりなど魅力発見、発信活動を随時開催
6	就職フェアにてPR
7	勤労青少年ボーリング大会にてPR
8	
9	やろ舞い大祭にてPR
10	
11	ふれあいまつりにてPR
12	
1	成人式にてPR
2	
3	

□3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度までは、第1期アクションプランとして、町内の情報量を増やし、シビックプライドを育むプロモーションに取り組む。住民が大町町に関する様々な情報を共有・発信し、プロモーションの活動に関わり、自慢している。ことを目標とする。 平成32年度からは第2期アクションプランとして、まちと人をつなげるプロモーションに取り組む。住民がまちを知り尽くし、住民が企業の魅力を語る事ができる。ことを目標とする。 					
項目（単位）	H28計画	H28実績	H29計画	H30目標	H31目標	H32目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
H31年度	第1期の最終年度 ・町内の情報量を増やし、シビックプライドを育む ・まちの魅力発見、発信の活動を住民の方と話し合いながら進める。
H32年度	第2期の初年度 ・まちの魅力を磨き、まちや企業とつながってくらす活動を住民の方と話し合いながら進める。

■事業コスト

		単位	H28 年度決算額	H29 年度当初予算額	H30 年度計画額
事業費		千円	0	1,800	2,307
(内特定財源)		千円	0	0	0
人工	職員	人工	0.0	1.0	1.0
	臨時職員	人工	0.0	0.2	0.2
	計	人工	0.0	1.2	1.2

■平成 30 年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
合計	0	

■平成 30 年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
需用費	505	505	PR用消耗品、印刷製本費
委託料	1,802	30	まちの魅力発信協働委託 著作成委託 箸包装紙作成委託

■特記事項

--

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・住民有志のグループ、NPO法人まちなっと大口、行政の3者の協働により、月1回程度ワーキング会議を行い、住民有志グループを「おおぐち宣伝部」とグループで命名し、士気を高めてプロモーション事業の企画から運営について協議しながら進めてきた。
- ・まちの魅力発見、発信の取り組みとして、4月には大和屋大口工場まつりに出店するとともに金助さくらまつりとの会場をつなぐスタンプラリーを実施した。6月から8月にかけて、まちの魅力を発信するキャッチフレーズを一般公募し、大口中学校の生徒を対象にロゴの募集を行った。まちの企業の魅力を発見・発信するために、9月と11月に町内企業の見学ツアーを実施した。11月のふれあいまつり及び1月の成人式には、大口町の魅力を集めるアンケートを実施した。
- ・毎月1回行っているのワーキング会議は、休住民グループ以外の一般の人や職員などの参加を促すため、閉鎖的な会議室ではなく、健康文化センターのロビーで開催する工夫を行った。
- ・アンケートなどから「大口町といえば五条川・桜」といったキーワードが多数を占めることから、プロモーションに使用するリーフレットに「桜」を題材に、五条川に桜が植えられたいきさつから住民の手による保全活動、現在の状況やプロモーション媒体となっている箸までを取り上げ、町民が桜を自慢できる素材を扱った。
- ・定住促進のための空家の活用や移住定住に向けた支援制度を創設し、H31年度から運用できるよう取り組んだ。

■評価

- ・おおぐち宣伝部、NPO法人まちなっと大口、行政の3者の協働で話し合う中で、まちの魅力を集め、発信する取り組みができた。イベント等への出展時に行った町の魅力をクイズ形式にして発信する啓発は、興味をひきやすく参加率が高い。今後も、1人でも多くの住民がプロモーション活動に取り組み、町内でのまちの魅力の情報量を増やし、シビックプライドを育むために、魅力発見ツアー、町内企業めぐりなど、おおぐち宣伝部と話し合いながら協働でまちの魅力発見、まちの魅力発信の取り組みを進める。
- ・月1回の定例会は新たなメンバーや集客を狙って開かれた場所で行ったが、新たな参加者はなく、今後のプロモーション活動の継続のために、新たなメンバーの掘り起こしが課題である。
- ・移住定住促進制度は広く住民に周知し、企業等への紹介が必要である。